

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20210903	株式会社おだか実業 (法人番号 4260001010241) 代表 者小高智志	岡山県赤磐市仁堀中1060	本社	岡山県赤磐市仁堀中1060	輸送施設の使用停止 (80日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号及び 同条第4項	令和2年10月9日及び同年11月11日、救護義務 違反があったことを端緒として監査を実施。13 件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の 遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び 第3項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規 則第7条第5項)、(4)乗務等の記録事項義務違 反(安全規則第8条第1項)、(5)乗務等の記録保 存義務違反(安全規則第8条第1項)、(6)運行記 録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(7) 運行記録計による記録保存義務違反(安全規 則第9条)、(8)事故の記録事項義務違反(安全 規則第9条の2)、(9)運転者台帳の記載事項義 務違反(安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者 に対する指導監督義務違反(安全規則第10条 第1項)、(11)運転者に対する指導監督の記録 事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(12)特 定の運転者に対する適性診断受診義務違反 (安全規則第10条第2項)、(13)運行管理者の講 習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	18	8
20210908	岡山丸善運輸株式会社 (法人番号 4260001009936) 代表 者亀谷睦	岡山県玉野市樋ヶ原2084- 1	本社営業所	岡山県玉野市樋ヶ原2084- 1	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号及び 同条第4項	令和2年10月14日及び同年11月27日、情報提 供を端緒として監査を実施。6件の違反が認め られた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規 則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安 全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(3)点呼 の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)点 呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5 項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則 第8条第1項)、(6)運転者台帳の記載事項義務 違反(安全規則第9条の5第1項)	2	2
20210913	株式会社東酪(法人番 号6240001039933) 代 表者松田悦二	広島県三原市南方3丁目10 番3号	広島営業所	広島県広島市安佐南区八 木町字上渡り188-3-1	輸送施設の使用停止(9 0日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第9条第1項 及び法第17条第4項	令和3年2月26日、同年3月22日及び同年4月8 日、情報提供を端緒として監査を実施。6件の違 反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反 (車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2 条第1項第4号)、(2)点呼の実施義務違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全 規則」)第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録 事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)点呼 記録の不実記載(安全規則第7条第5項)、(5)運 行記録計による記録義務違反(安全規則第9 条)、(6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全 規則第9条の5第1項)	9	9
20210927	三共運輸株式会社(法 人番号8250001003804) 代表者秋山勝吉	山口県山陽小野田市大字 西高泊1225-6	本社営業所	山口県山陽小野田市大字 有帆70-17	輸送施設の使用停止 (30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和2年7月10日及び同年11月10日、重傷事故 を端緒として監査を実施。6件の違反が認めら れた。(1)乗務等の記録事項義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規 則」)第8条第1項)、(2)運行指示書の記載事項 義務違反(安全規則第9条の3第1項及び第2 項)、(3)運転者台帳の記載事項義務違反(安全 規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導 監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(5)特 定の運転者に対する特別な指導義務違反(安 全規則第10条第2項)、(6)特定の運転者に対す る適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2 項)	3	3

20210927	株式会社岡山シーアー ル物流(法人番号 3260001002636) 代表 者大久保竜彦	岡山県岡山市中区平井六 丁目15番34号	岡山支店	岡山県岡山市北区大内田 820-7	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号及び 同条第4項	令和3年7月30日及び同年9月15日、死亡事故を 端緒として監査を実施。4件の違反が認められ た。(1)疾病・疲労等のおそれのある乗務禁止違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下 「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の記録義務 違反(安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録事 項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)運転者 台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5 第1項)	0	0
20210928	株式会社STカンパニー (法人番号 7240001022236) 代表 者中尾和重	広島県広島市安佐北区亀 山南5丁目13-16	飯室営業所	広島県広島市安佐北区安 佐町大字飯室上古市1432 番3	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警告 第4項	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び同条 第4項	令和2年7月28日及び同年8月21日、死亡事故を 端緒として監査を実施。13件の違反が認められ た。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」) 第3条第4項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある 乗務禁止違反(安全規則第3条第6項)、(3)点呼 の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2 項)、(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条 第5項)、(5)点呼の記録事項義務違反(安全規 則第7条第5項)、(6)乗務等の記録事項義務違 反(安全規則第8条第1項)、(7)運行記録計によ る記録義務違反(安全規則第9条)、(8)運転者 台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5 第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反 (安全規則第10条第1項)、(10)運転者に対する 指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第 1項)、(11)運転者に対する指導監督の記録事 項義務違反(安全規則第10条第1項)、(12)特定 の運転者に対する特別な指導義務違反(安全 規則第10条第2項)、(13)特定の運転者に対す る適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2 項)	6	6